

千葉県告示第345号

国家戦略特別区域法第20条の5第4項の規定により薬局に係る特定処方箋薬剤遠隔指導事業について登録したので、同条第23項の規定により次のとおり告示します。

令和2年4月14日

千葉市長 熊谷俊人

1 日本調剤 青葉薬局

(1) 薬局の所在地

千葉市中央区青葉町955-23

(2) 登録番号

千遠第0028号

(3) 登録等年月日

令和2年4月14日

2 日本調剤 ベイタウン薬局

(1) 薬局の所在地

千葉市美浜区打瀬3-4 パティオス20番街

(2) 登録番号

千遠第0029号

(3) 登録等年月日

令和2年4月14日

3 日本調剤 千葉駅前薬局

(1) 薬局の所在地

千葉市中央区新町1-19 アイ・エス・ワイ国際ビル1階

(2) 登録番号

千遠第0030号

(3) 登録等年月日

令和2年4月14日